

公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月 4日

宇治市長 松村 淳子
(担当課: 契約課)

記

品名	令和7年度 災害対応特殊救急自動車		
納品場所	中消防署		
納入期限	令和8年3月2日		
物品概要及び条件	災害対応特殊救急自動車更新整備によるもの		
予 定 価 格	¥22,015,000 (税込)	最 制 限 価 格	無
入札参加者に必要な資格・条件			
参加資格者名簿登録			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和7年4月10日(木)	午後 5時 00分	まで
提出場所	郵便入札		
添付資料	なし		
入札予定	予定日 令和7年5月9日(金) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件は、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を条件として、可決後に改めて本契約を締結する。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・仕様書の内容等に関する質疑については、令和7年4月4日（金）から令和7年4月23日（水）午後5時まで宇治市総務・市民協働部契約課で受け付けます。質疑は文書によるものとし、持参、郵送又はFAXにより提出してください。（FAX番号0774-20-8778）FAXにより提出する場合は、あわせて電話（電話番号0774-20-8716）で到着確認をしてください。質疑に対する回答は、令和7年4月25日（金）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧できます。翌日には宇治市契約ホームページにて掲載します。
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

令和7年度
災害対応特殊救急自動車

仕様書

宇治市消防本部

第1章 総則

1 総則

本仕様書は、宇治市消防本部(以下「当本部」という。)が令和 7 年度に整備する災害対応特殊救急自動車(以下「救急車」という。)について必要な事項を定める。

2 法令等の遵守

救急車は、道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車として承認を得られたものであるほか、総務省消防庁認定の救急自動車(高規格準拠)であり、救急業務実施基準(昭和 39 年自消甲教発第 6 号通知。以下「実施基準」という。)及び救急車を整備及び運行するに当たり必要な法令は遵守しなければならない。

3 装備

救急車は、救急車として必要な資機材、取付け品及び付属品等を装備するほか、この仕様を十分に満足するよう装備しなければならない。

4 救急車の製作

救急車の製作は、当仕様書に基づくほか、装備品及び付属品は、すべて新製品とし、検定、認定及び許可を必要とするものは、それに合格したものとする。

5 救急車は、次に掲げる部分により構成するものとする。

- (1) 車両本体(オプション品含む)
- (2) 取付け品
- (3) 積載品
- (4) 付属品

6 契約について

受注者は、当仕様書を十分に検討のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義は、すべて当本部の解釈、指示に従うものとする。

7 仕様書等に関する疑義

当仕様書の細部事項及び製作中に生じた疑義については、すべて当本部と協議の上、承認を受けなければならない。

8 製作前に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 製作承認図(5 回面) 3 部
- (2) シャーシ関係図書(シャーシ諸元、エンジン諸元) 3 部

- (3) 器材積載要領図(取付品、装備品一覧) 3部
- (4) 電気系統図及び配線図 3部
- (5) 製作工程図 3部
- (6) 艦装図面 3部
- (7) その他当本部が指示する書類

9 諸元及び性能

救急車に使用するシャーシ等は、製造者が令和7年度に公表した諸元及び性能に合致するものであること。

10 完成車納入時の提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 完成図面 2部
- (2) 電気配線図 2部
- (3) 器材積載要領図 2部
- (4) 積載品一覧表 2部
- (5) 自動車取扱説明書 1部
- (6) オプション品取扱説明書 1部
- (7) 積載器具取扱説明書 1部

11 保証期間

- (1) 保証期間は、納入検査合格の日から1年間(ただし、各部品メーカーの公表する保証期間と異なる場合は、期間が長い方とする。)とする。
- (2) 保証期間以後でも、設計や制作および材料不良に起因する故障等が発生した場合は、当本部が車両を使用する期間中、無償で修理改修及び交換等の必要な処置を講じること。

12 製作及び納入にあたっては、次の検査を行うものとする。

(1) 中間検査

受注者は、救急車の製作中、この仕様に基づいて検査を受けるものとする。この際、不適当と認められた事項については、定められた期間に無償でこれを補修、調整及び取替えを行うものとする。

(2) 納入検査

受注者は、救急車の納入時に検査を受けるものとする。

(3) 完成検査

受注者は、救急車が完成すれば装備及び付属品のすべてについて検査を受けるものとする。この際、不適当と認められた事項については、定められた期間に無償でこれを補修、調整及び取替えを行うものとする。

13 登録・申請等に関する手続き

救急車の新規登録手続き及び緊急自動車使用届出等に関わる諸費用及び申請等はすべて受注者が行うものとする(リサイクル制度諸費用を含む。)。ただし、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険は、受注者が一時立替払い(入札金額には含まない。)をするものとし、これら諸経費の請求先は「宇治市 秘書広報課」宛てとする。

なお、車両登録番号は「・7 99」とすること。

14 納期に係る事項は、次のとおりとする。

- (1) 納入場所は、当本部中消防署とし、納入は車両の登録後とする。
- (2) 納入期限は、令和 8 年 3 月 2 日とする。
- (3) 納入時、また納入後に納品した物の取扱い説明を救急隊員が十分習熟できるよう 1 回以上行うこと。

なお、取扱い説明等にかかる費用は、受注者負担とする。

15 支払い

車両の納入、検収の後、受注者の請求に基づいて支払うこととする。

16 その他

- (1) 本件仕様書の記載事項で疑義又は仕様に変更が生じたときは、速やかに当本部と協議するものとする。
なお、協議後に仕様等の変更があれば、原則として文書を交わし処理をするものとする。
- (2) 仕様書に記載されていない事項であっても、取扱い上必要なときは、別途協議し儀装等を行うものとする。
- (3) 仕様書に明記されていない点は、メーカー公表の標準とする。

第2章 シャーシ仕様

1 基本仕様

車体本体は、乗車定員 7 名以上で、構造は、メーカーの標準自動車を一部改造及び艤装するもので、その構造は振動、衝撃等を十分緩衝できるものとし、あらゆる走行条件に対し安全で、かつ安定性を持つもので、運転席から患者室へ容易に往来できる構造であること。

2 主要諸元

- (1) 車名:高規格救急自動車 4 輪駆動車
- (2) 型式:総務省消防庁認定型式(高規格準拠)
- (3) 全長 5,700 mm以下(諸元表寸法値)
- (4) 全幅 1,900 mm以下(諸元表寸法値)
- (5) 全高 2,510 mm以下(諸元表寸法値)
- (6) 最小回転半径 6.1m 以下(諸元表寸法値)
- (7) エンジン型式名称:ガソリンエンジン(無鉛レギュラーガソリンを使用燃料とするもの)
- (8) 最高馬力:各主要諸元による馬力とする。
- (9) トランスミッション:オートマチックミッション
- (10) ステアリング:パワーステアリング
- (11) タイヤ:メーカー指定のラジアルタイヤを取付けること。

なお、当本部が指定した場合は、後述する 7 付属品及び積載品(7)スタッドレスタイヤ(純正ホイル付)を装着して納入すること。その場合、ラジアルタイヤを付属品として納入すること。

3 車両の各部

(1) 後写鏡(ルームミラー)

ルームミラーは、通常の運転席のものとは別に助手席から後方が確認できるものを取付けること。

(2) フロントドア

窓ガラスは、パワーウィンドーとすること。

(3) アウトサイドミラー

助手席から後方を確認するためのミラーを取付けること。

(4) ドアミラー

電動格納式とする。

(5) シートベルト

運転席及び助手席のシートベルトは、3 点支持巻き取り式とするとともに患者室内の隊員席には 3 点支持巻き取り式を、キャプテン用シート及び座席には 2 点又は 3 点支持巻き取り式のものを取付けること。

(6) 座席

患者室左側スライドドア付近に当本部が指定する隊員席(1座席)を設け、進行方向に向かって腰掛けられる構造とし、背当を設けること。また、患者頭部側に後ろ向き1人掛け(跳ね上げ式)のキャプテン用シートを設けること。

(7) 患者室左横向きシート

患者室内に2名が着席できる横向きシートを設け、それぞれにシートベルトを設けること。

(8) 患者室内窓ガラス

(ア) 患者室左面スライドドア部の窓ガラスは、下方 2/3 を曇りガラスとし、曇りガラスとしない通常ガラスの部分には、スモークフィルムを施工すること。なお、プライバシーガラスの場合、スモークフィルムの施工は、不要とする。

(イ) (ア)以外の左面窓ガラスは、全面を曇りガラスとすること。

(ウ) 右面にある部分は不透明フィルムの施工を講じること。

(9) バックドア窓ガラス

熱線入りとし、2/3 を曇りガラスとすること。

(10) 保安部品等

(ア) 赤色警光灯

赤色警光灯は、省電力化及び長寿命の観点から全て LED 式とし、光の指向性が強いことから照射範囲を広げるため、LED ライトは効率的に配置すること。

なお、赤色警光灯をフロントバンパー部に2個、後部ハッチ上部に2個増設し、取付け位置は事前に当本部と協議を行い、当本部が指示するものを取り付けるものとする。また、全ての赤色警光灯は、一つのスイッチにより点滅する電源回路とし、点滅時の確認ランプ(赤色)をスイッチ付近に設けること。

(イ) 減光装置

赤色警光灯は、パーキングブレーキと連動して自動的に減光し、周囲に配慮する仕組みであること。

(ウ) 赤色非常灯

後部ドアを開放したとき、赤色非常灯が点滅する構造とすること。

なお、赤色非常灯の取付け位置及び大きさ等は、当本部が別途指示する。

(エ) サイレン用アンプ及び電子サイレン

サイレン用アンプ(フェードインフェードアウト機能及び住宅モード付)を運転席付近に専用のボックスを設けて取付けること。また、音声合成装置(試験減音装置付、右左折、交差点進入等の音声内容は別途協議する。)を装備するとともに、スピーカーの最高出力は 50W以上、広報用マイク(音声合成装置付)を取付け、緊急走行時の車線変更を考慮し、右左折メッセージのみを解除するスイッチを運転席から容易に操作できる位置に設けること。また、電子サイレンのウーチューンの切替えスイッチを運転席付近及び中央部等に設け、ピーポー音が途切れることなくウーチューンが鳴動する構造とすること。

なお、交差点進入時等に運転員がハンドルを保持したまま電子サイレンのウーチューンを鳴らせるよう、ハンドル部にスイッチを増設すること。

(オ) 音声式後退アラーム

音声式の警報器を取付け、運転席に解除スイッチを設けること。

(カ) 盗難防止装置

運転席付近の外部から容易に見通せない位置に、盗難防止装置を設けること。

(キ) ドライブレコーダー

ドライブレコーダーは、前方及び後方を常時記録できる機能を備えている最新のものとし、衝撃や加速度を検知し自動的に記録すること。また、SD等の記録媒体の容量は、最大容量のものとする。

(ク) ETC 車載器

運転操作及び救急活動に支障のない位置にETC2.0 を取付けること。取付位置は消防本部と協議すること。

(ケ) フロントコーナーセンサー

フロントバンパー左右に取付け、任意に ON・OFF できる構造とする。

(コ) モーター サイレン

サイレンアンプとは別にモーター サイレンを設け、運転席パネル付近にスイッチを 1 か所、助手席足元にフットスイッチを設けること。また、電子サイレンと連動した構造とすること。

(サ) 高度道路交通システム(ITS)に対応した装置を取付けること。

(11) 電気装置

(ア) 灯火装置

① ヘッドライト

夜間走行時、雨天・荒天時の安全運転確保及び省電力化の観点からヘッドライトは、LEDとすること。

② サイドフラッシャーランプ

車体左右に各 1 個、運転に支障のない位置に取付けること。

③ 路肩灯(リアホイール灯)

車両の両サイド下部に、LEDの路肩灯を取付け、運転席に解除スイッチを設けること。

④ ハザードランプ

バックドアと連動してハザードランプが点滅する構造とし、バックドア付近に ON・OFF のスイッチを設けること。

⑤ 室内灯

患者室天井に LED 灯(調光機能付)及び患者灯を設置すること。

⑥ マップランプ

助手席フロントピラーにスイッチ付照明灯(10W)を取付けること。

また、助手席頭上部にLED灯を取付けること。

- ⑦ フォグランプ
標準品を取付けること。
 - ⑧ ポジション・ナンバーランプ
省電力化の観点からLEDとすること。
 - ⑨ バックドア連動 LED 赤色灯
患者室右後方部に、バックドア開放と連動して赤色灯が点滅すること。任意にON・OFFできる構造とする。
- (イ) バッテリー
- ① 標準装備とし、容易に点検できる位置に取付けること。
 - ② 外部 AC100V 電源入力コンセントを投入すると自動的に車両バッテリーを充電する充電器を車両内に固定積載すること。
 - ③ 車体後部の位置に容易に着脱できるマグネット式外部電源入力 AC100V 用コンセント1か所(共用化)を設けること。
 - ④ コネクタ接続コード(5m 以上)を付属すること。
- (ウ) オルタネーター
標準装備すること。
- (エ) インバーター
- ① インバーター商用電源切替え装置を標準の位置に設けること。
 - ② 300W 正弦波とすること。
 - ③ 切り替えスイッチ又は自動で外部電源使用可能とすること。
 - ④ 外部電源入力中は、エンジンスタートが出来ない構造とし、誤ってエンジンを作動させようとした際は、警報装置により知らせることができること。

4 塗装及び明示等

- (1) 塗装
- 車体塗装については、標準白色、タイヤホイールも標準色とし、ボディ中央部等に別途指示するデザインを施すこと。
- (2) ボディ
- (ア) ボディ両サイド及びフロント、バックドア等に「宇治市消防本部」と記入すること。詳細及び文字の色については、別途指示する。
- (イ) その他当本部が指定する文字及び表示(対空表示を含む。)を、当本部に配備されている救急車を参考に記入すること。詳細及び文字の色については、別途指示する。
- (ウ) 車両本体の赤ラインについては、再帰性に富んだ反射材を使用すること。
- (3) 明示
- (ア) スイッチ類には、名称及び「入・切」又は「ON・OFF」等の表示をすること。
- (イ) 計器類には、名称を表示すること。
- (ウ) 燃料給油口又はその付近には、使用燃料の種類を表示すること。

5 床面の防水処置

患者室床は、水洗い可能とし、防滑性、抗菌防カビ性能に富んだ継ぎ目の無い1枚張りにて施工すること。また、防振ベッドのレールやスカッフプレート、収納庫との隙間は、シール材にて確実な防水処理を行うこと。

6 積載装備品

(1) 取付け品及び固定装置等

次の(ア)から(ム)に掲げる事項は、当本部と十分に協議の上、取付け又は固定等を行うこと。

(ア) 消防記章(Φ150mm)

グリルパネルの中央部等に取付けること。

なお、関係法令に抵触する場合は、別途協議する。

(イ) サイドバイザー

運転席及び助手席に、各1個取付けること。

(ウ) 旗立て取付け

車体左側上部に取付けること。

(エ) フロントドアステップ保護板

樹脂製板(ホイールハウスと曲率を合わせたもの)又は専用保護シートをホイールハウスにビス止めまたは貼り付けること。

なお、構造的に取付けできない場合は、当本部と事前に協議を行うこと。

(オ) 運転者用フレキシブルマイク

スイッチ付を運転席上部に取付けること。

(カ) 書類箱

運転席と助手席の間に設置すること。

(キ) 無線機固定装置

ダッシュボード又は運転席中央部等の取付け可能位置に取付けること。

(ク) ラジオ

AM/FM波を受信できるものをインストルメントパネルに取付けること。

(ケ) カーナビゲーション・システム

運転席から容易に見ることができる位置に取付けること。なお、機種等については、最新の物で当本部と事前に協議すること。

(コ) バックカメラ等

全周囲の状況を確認するためのカメラを取付け、そのカメラで撮った画像をナビゲーション・システムで確認できるようにすること。

(サ) エアコン

インストルメントパネル及び患者室内に設置すること。

(シ) 網棚

患者室内天井の前方及び後方、運転席上部に取付けること。詳細な取付けは、別途指示する。

(ス) ヘルメットホルダー

運転席側及び患者室内に各 3 か所、計 6 個のヘルメットホルダー(収納用フック式)を設けること。

(セ) ホワイトボード

患者室内に 2 か所以上取付けること。また、マーカー等の必要物品を備えておくこと。

(ソ) ティッシュボックスホルダー

患者室内に 1 か所取り付けること。

(タ) 棒状手すりパイプ・アシストグリップ

患者室内に棒状手すりパイプ 2 本(前後)及びアシストグリップ 2 個を取付けること。

(チ) 固定バネ式フック

患者室内にコードを固定するバネ式フックを 6 個以上取付けること。取付け位置は別途指示する。

(ツ) 時計

患者室に電波時計を取付けること。

(テ) 点滴ピン固定フック

患者室天井後部に点滴ピン 2 本分の固定フックを取付けること。

(ト) 患者室内 AC

AC10 か所のコンセントを取付けること。

また、外部電源使用時、AC100V が使えるようにすること。取付け位置については、当本部が別途指示する。

(ナ) スクープストレッチャー固定装置

患者室内にスクープストレッチャーの固定装置を取付けること。

(ニ) バックボード(ロングボード)固定装置

患者室内にバックボードの固定装置を取付けること。

(ヌ) 患者監視装置固定装置

患者室に指定する機種の固定装置を設け、同器用の電源コンセントを設けること。

その上部に血圧計マンシェット及び各センサー類の収納庫を設けること。

(ネ) 人工呼吸器固定装置

患者室内に指定する機種の固定装置及び蛇管の収納庫を設けること。

(ノ) 自動体外式除細動器(日本光電製 TEC2603 型)固定装置

患者監視装置右横に固定装置及び同器用の電源コンセント、及びウォームスルーブ部後部に固定装置を設けること。

(ハ) 自動体外式除細動記録器固定装置

記録紙の印刷に支障のない位置に固定装置及び、電源コンセントを設けること。

(ヒ) 吸引器固定装置

患者室に指定する機種の固定装置を設け、同器用の電源コンセントを設けること。

(フ) 自動心臓マッサージ器固定装置

患者室左前方に指定する機種の固定装置を設け、同器具用の電源コンセントを設けること。

(ヘ) 換気扇（標準装備）

(ホ) サイドステップ及びリアバンパープロテクター

乗り降りの際のすべり防止としてアルミ縞板製の上に黒の滑り止めを取り付け、水や油等による転倒予防策を講じておくこと。

なお、車両の形状により、取付ける構造にない場合は、当本部が別途指示する。

(マ) 後部ドア

後部ドアには、標準以外にバックドアストラップを追加して設置すること。また後部ドアから安全に乗降するため長いグリップを設けるとともに、滑り止め処置を施すこと。

(ミ) ごみ箱

患者室内に開閉フタ式のごみ箱を取付ける。

(ム) 隔壁

運転席と患者室内を区切る隔壁を設置する事。なお、平時は開放し必要時にドアノブ等で容易に設置でき、汚損時は容易に清拭できる構造であること。なお、設置時には前後を視認できる透明窓を備えること。また、汎用鉄板等を両面に取付けマグネット等を貼付できるようにすること。

(2) 無線装置及び AVM 装置等

次の(ア)から(コ)に掲げる事項は、当本部と十分に協議の上、取付け又は固定等を行うこと。

(ア) 受注者は、無線機取付け業者と連携を密にとり、無線装置及び AVM 装置の取付けについて遺漏のないよう努めなければならない。

(イ) 当本部指定の無線装置及び AVM 装置をアンテナ付属品等含め車両 3 台間で積み替えること。移設車両は別途指示する。

(ウ) 送受話器(助手席・隊員席用)

(エ) 消防認定品 5W 12 チャンネル装着

(オ) 雑音防止用ボンディング工事を施すこと。

(カ) 運転室内(*本体以外に)及び患者室内に無線モニター用スピーカーを設置するとともに、スピーカー脇には、遮断スイッチを設けること。

(キ) 無線機及び AVM の電源は、バッテリーより配線すること。

(ク) アースボンディングを標準の位置に取付けること。

(ケ) 無線装置及び AVM 装置に関する配線一式(アンテナ含む)の取付けを行うこと。

(コ) 無線装置及び AVM 装置の設置等及び登録並びに申請に係る費用の一切は、受注者の負担(本件に含む)とする。

(3) 防振ストレッチャー架台

磁気ダンパー式若しくは同等の性能を有するものとし、左右スライド付とする。なお、ストレッチャー固定装置(ファスナー)については当本部が配備しているストレッチャーの固定が可能であること。

(4) メインストレッチャー

エクスチェンジシステムであること。トランスポーターはモデル ST70-J・RS-J(標準付属品含む)または、同等品以上にすること。また、IV ポール及びサイドアームプレート並びにリンクエージ(左右)を取付けること。

(5) 医療用酸素器具

次の(ア)から(エ)に掲げる事項は、当本部と十分に協議をするとともに高規格救急自動車用資機材納入業者と緊密な連携を図りつつ、取付け又は固定等を行うこと。

- (ア) 10リットル酸素ボンベ2本を医療器具収納スペースに専用固定器具で設置できるよう施し、同ボンベ上部等に高規格救急自動車用資機材として購入した減圧器及び圧力計、三方チーズ、加湿流量計(III-S型)を装備できるよう講じておくこと。
- (イ) 専用パイプを介して患者室右上の加湿流量計に接続できる構造とし、圧力計の指針が患者室内から見通せるように講じておくこと。また、酸素吸入装置用配管及びマスクを収納する収納庫(扉付き)を患者室に設置すること。
- (ウ) 酸素ボンベから加湿流量計までの配管は、十分な強度及び耐久を有し、内張り内に体裁よく裏配管を敷設し納めること。また、三方チーズ及び加湿流量計を艤装工程で取付けられるよう講じておくこと。
- (エ) 酸素ボンベの収納スペースは、開放できる構造とし、ボンベハンドルの台座を取付けること。

(6) 資機材庫

次の(ア)から(ウ)に掲げる事項は、当本部と事前に十分協議をし、取付け又は固定等を行うこと。

- (ア) オプションカタログに掲載されているもの等で下記のものを患者室内に取付けること。

なお、詳細な資機材庫の設置位置、及び棚板の枚数等については、当本部と事前に協議すること。

- ① 上部左右にルーフサイド収納庫4個(内、鍵付き1個)。
- ② 右前方に大型収納庫。
- ③ 右前方に収納庫。
- ④ 右後方に収納庫。
- ⑤ 右後方にスライド扉付収納庫。
- ⑥ 左前方に収納庫。ただし、6(1)(フ)自動心臓マッサージ器固定装置の形状により設置不可能な場合は省くことができる。

(イ) 資機材庫の扉及び引き出し等は、車両の走行中の振動または内容物の移動等によって開放及び破損することのない構造とするほか、必要に応じて、固定装置を取付けること。

(ウ) 資機材庫の内部は、積載品等を固定するための装置及び緩衝材等を取付けること。

(7) レスキューセット

ツール 3 点セット(600mm バーレ、シートベルトカッター、ボルトクリッパー)を車両右側スライドドア内に、取外しが容易にできる構造で設置すること。

7 付属品及び積載品

(1)	スペアタイヤ(純正品)	1 本
(2)	リモコン式キーレスエントリーキー等	予備キー含め 5 本
(3)	整備用標準工具	一式
(4)	非常信号灯(発炎筒)	1 本
(5)	フロアマット	一式
(6)	イエティスノーネット	一式
(7)	スタッドレスタイヤ(純正ホイル付)	4 本
(8)	自動車用粉末消火器	1 本
(9)	車輪止め	1 台
(10)	三角停止板	1 台
(11)	LED非常信号灯	1 台

8 その他

艤装は、あらゆる想定を考えて製作に取り組み、救急業務が運用しやすい構造とし、各部については強化対策を考えて製作すること。